水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない 水質検査や配管などの調査

浄水器などの 訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や 調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの 料金未払いのお知らせ

不審な点があれば

水道局お客さまサービスセンター 045-847-6262

おかけ間違いのないようご注意を



横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問が あった場合は、必ず身分証の 提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、 水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ 訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られて きたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められた ため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例 も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、 すぐに契約や金銭の支払い等はせず、 水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。 不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに 削除してください。

水道に関する問合せは、24時間365日いつでも

水道局お客さま サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・ クレジットカード払いをご利用ください はちよんなな

tel 045-847-6262 fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意を